

ー 建設国保からのお知らせー

健康保険料改正のご案内

<令和5年度> 健康保険料が**変更**になります

健康保険料は組合員・扶養者ともに変更になります

後期高齢者支援の増加、医療費の自然増加等の影響から歳入不足が見込まれます。また、ここ数年加入者の所得が上がり国庫補助金の減少などから、安定した財政運営を図るため健康保険料の改正となりました。

健康保険料

令和5年4月分の保険料から**組合員の年齢区分に65歳以上が加わり、扶養者の保険料が一律から年齢区分される**ことになりました。

組合員 (年齢)	19歳 以下	20歳 ～24歳	25歳 ～29歳	30歳 ～39歳	40歳 ～49歳	50歳 ～64歳	65歳 以上
保険料	11,000円 (+1,100円)	13,000円 (+1,000円)	16,000円 (+1,900円)	20,000円 (+3,000円)	23,000円 (+4,000円)	25,700円 (+4,700円)	25,900円 (+4,900円)

※上記表は組合費3,000円を含んだ金額です

扶養者 (年齢)	0歳児	1歳～6歳	7歳～18歳	19歳～64歳	65歳以上
保険料	無料 (変更なし)	5,400円 (変更なし)	5,400円 (変更なし)	6,400円 (+1,000円)	7,400円 (+2,000円)

※7人目以上の免除家族制度は、令和4年度をもって廃止になりました。

介護保険料(変更なし)

介護保険料 (1名につき)	40歳～64歳	40歳になる誕生日前日の属する月から徴収になり、65歳になる誕生日の属する月からは年金から天引きされます。
	3,700円	



健康保険料を計算してみましょう

組合員	歳	扶養者	1～18歳	19～64歳	65歳以上	介護保険料	40～64歳	合計
			名	名	名		名	
			円	円	円		円	

<例>

組合員 45歳
妻 42歳
子 15歳

組合員	45歳	扶養者	1～18歳	19～64歳	65歳以上	介護保険料	40～64歳	合計
			1名	1名	名		2名	
	23,000円		5,400円	6,400円	円		7,400円	42,200円